



## 老朽住宅の除去費を補助します 【老朽住宅除去事業】

地域の住環境改善のため、老朽化し危険な空き家を除去する方に対し、除去費の一部を補助します。

### ◆対象住宅

- 町内にある個人住宅であること
- 空き家（1年以上使用している方がいない）であること
- 木造であること
- 抵当権、賃借権などが設定されていないこと（土地を含む）
- 住宅の老朽度が一定の条件を満たすこと（築後30年経過など）
- 倒壊や火災により周囲の住宅や通路に被害を及ぼす恐れのある住宅であること

### ◆申請者

次の①～③のいずれかに該当し、

### ◆受付期間

5月15日（金）～6月29日（月）

### ◆注意事項

- 補助金の交付決定を受ける前に工事の契約や工事に着手した場合は対象となりません。

町税などの滞納がない方。  
①登記簿上の所有者  
②①の方の相続人代表者  
③①・②の方から住宅の除去についての委任を受けた方

### ◆対象工事

次の①～③の要件をすべて満たす工事。

- 建設業などの許可を受けた業者に負わせる除去工事であること
- 住宅すべてを除去する除去工事であること（住宅には、居間・寝室があり、台所・風呂・便所を備えていること）
- 他の制度などにより補助金の交付や補償などを受けない除去工事であること（ブロッサムの除去工事は対象外）

### ◆補助金額

除去工事費の10分の8

（上限100万円）

## 道路上にはみ出している 樹木の伐採をお願いします

☎ 43-2115（課直通）  
佐賀支所建設課土木係

☎ 55-3700（課直通）

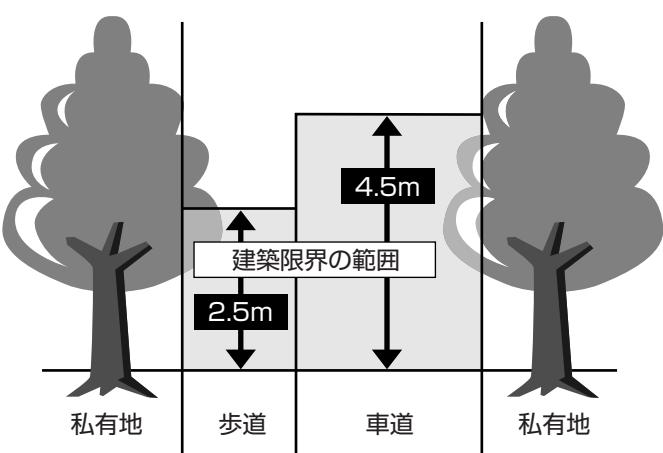
本庁まちづくり課まちづくり係  
道路の上空2・5mの範囲に、通行の障害になる物（樹木・看板など）は置いてはならないと規定されています。

●補助金の受け取りには、工事費の領収書などが必要です。

●住宅を除去することにより、住宅用地特例が適用されなくなるため、翌年度より土地の税額が増額になる場合があります。

### ○お問い合わせ

本庁まちづくり課まちづくり係  
☎ 43-2115（課直通）  
第12条では、道路を安全に通行するため、車道の上空4・5m、歩道法第30条および道路構造令



### ◆ご注意ください

私有地の生け垣や庭木などからの倒木や道路上に張り出した枝の落下などにより、通行中の歩行者や車両などが損傷する事故が発生した場合には、樹木の所有者が賠償を問われる場合があります。

### ○お問い合わせ

本庁まちづくり課土木係

☎ 43-2115（課直通）